

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	国民生活センター	政府出資額	9,577,286,700 円
新法人名 (業務省計法人名)	独立行政法人国民生活センター	政府出資額	9,166,546,650 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成 15 年 10 月 1 日	増 減 額	△410,740,050 円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>○独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）－抜粋－</p> <p>附則 （国民生活センター等の解散等）</p> <p>第 2 条 国民生活センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いてセンターが承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第 1 項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、センター成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第 1 項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産（土地）承継による増（約 35 億円）</li> <li>・ 資産見返交付金の負債から資本金への振替による増（約 3 億円）</li> <li>・ 建物等の保有資産の経年劣化に伴う減価償却による減（約△42 億円）</li> </ul>		
備考			